

可児市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（案）概要

目的

第1条 この条例は、ペット霊園の設置（既存の建築物その他の工作物をペット霊園に転用する場合を含む。）及び管理並びに移動火葬車によるペットの火葬が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるための措置を講ずることにより、市民の生活環境の保全に資することを目的とする。[条文]

定義

第2条 用語の意義
移動火葬車、近隣住民等についても定義

設置者及び管理者の責務

第3条 ペット霊園を設置し、又は管理する者は、当該設置又は管理の際、周辺的生活環境に及ぼす影響に配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を損なわないよう努めなければならない。[条文]

ペット霊園の許可等

第4条 ペット霊園の設置および変更の許可手続きを規定。設置者について暴力団排除項目を設定しています。

事前協議

第5条 事前協議として計画書の提出を求めます。まちづくり条例に規定する開発協議が必要となる場合は、当該開発協議と合わせて行うものとしています。

標識の設置等

第6条 計画者（設置者）に対して現場に計画概要の標識の設置を求めます。

説明会の開催

第7条 計画者に近隣住民等に対する説明会の開催を求めます。近隣住民等との十分な協議を求めています。

近隣住民等との協議

第8条 近隣住民等が計画者に対し意見を述べることができます。

ペット霊園の設置場所の基準

第9条 ペット霊園を設置する場所の基準を定めています。
・ ペット霊園の区域の境界線から住宅等までの水平距離が100メートル以上であること。[条文]

墓地の施設の基準

第10条 墓地の施設の基準を設けています。

納骨堂の施設の基準

第11条 納骨堂の施設の基準を設けています。

火葬場等の施設の基準

第12条 火葬場の施設の基準を設けています。火葬場及び移動火葬車の火葬炉について基準を設けています。

移動火葬車の火葬場所の制限

第13条 移動火葬車による火葬は、許可を受けて設置されたペット霊園の区域内に制限しています。

工事着手届

第14条 工事着手届の提出を求めています。

工事完了届等

第15条 工事完了届の提出を求めています。また、完了検査の実施を規定し、検査合格後でなければペット霊園の使用ができないとしています。

委託

第16条 設置者は、ペット霊園の管理を管理者に委託することができます。

維持管理

第17条 第10条から第12条までの基準に適合するよう維持管理を規定しています。また、焼却灰の処理やばい煙等の汚染状態の測定について規定しています。

地位の承継等

第18条 地位を承継について規定しています。暴力団への貸与、譲渡を禁止しています。

廃止の届出

第19条 廃止届の提出について規定しています。

報告及び立入検査

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者等に対し、ペット霊園の維持管理の状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ペット霊園に立ち入らせ、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。[条文]

改善勧告

第21条 着工届、完了届の未提出、維持管理の不備がある場合の改善勧告について規定しています。

改善命令

第22条 勧告に従わない者に対する改善命令について規定しています。

許可の取消し

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により設置等許可を受けた者
- (2) 前条の規定による命令に従わない者[条文]

使用禁止命令等

第24条 無許可のペット霊園設置者、第22条の命令に従わない者、許可の取り消しをされた者に対する施設使用禁止命令について規定しています。

除却命令

第25条 許可の取消しやペット霊園の使用を禁止されたものに対して、ペットの焼骨を除却するよう命じることができることと規程しています。

公表

第26条 使用禁止命令に従わない者に対する公表について規定しています。

委任

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。[条文]

附 則

施行期日

1 この条例は、平成23年3月26日から施行する。[条文]

経過措置

2 この条例の施行の際現に存するペット霊園（建設中のものを除く。以下「既設ペット霊園」という。）を設置している者又は既設ペット霊園を設置した者から当該既設ペット霊園を譲り受けた者（以下「既設者」という。）が、施行日から平成23年6月30日までの間に規則で定める事項を市長に届け出た場合においては、当該既設ペット霊園については、第4条から第11条まで、第12条第1項、第14条及び第15条の規定は、適用しない。この場合において、既設者は、当該既設ペット霊園を第10条、第11条及び第12条第1項に規定する基準に適合させるよう努めるものとする。

3 既設者は、前項の規定により届け出た事項を変更するときは、市長の許可を受けなければならない。この場合において、第4条から第11条まで、第12条第1項、第14条及び第15条の規定を準用する。

4 既設ペット霊園に係る第12条第2項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

5 この条例の施行の際現にペット霊園を建設中である者が、平成23年6月30日までに第5条第1項に規定する事前協議を開始した場合においては、当該ペット霊園については、第9条第1項の規定は、適用しない。[条文]